

報道関係者 各位

令和 7 年 9 月 4 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室
室長 六本 佳代
(直通電話) 03-5403-2157

日本交通産業株式会社不当労働行為再審査事件 (令和 6 年(不再)第 30 号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 山川 隆一）は、令和 7 年 9 月 3 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～会社が組合員との雇用関係を終了したことは不当労働行為に当たらないとした事案～

勤務成績、勤務態度及び事故状況を考慮したことには相応の合理性があり、本件当時、労使の対立が激化していたとも認められないから、雇用の終了は組合の組合員であることの「故をもって」行われたものとはいえず、支配介入に当たらない。

I 当事者

再審査申立人：全国一般労働組合福岡地方本部（「組合」、北九州市）

再審査被申立人：日本交通産業株式会社（「会社」、山口県下関市）

II 事案の概要

- 1 本件は、会社がタクシー乗務員である組合員 A との雇用関係を令和 3 年 5 月末をもって終了したこと（「本件雇用終了」）が労働組合法（「労組法」）第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為であるとして、山口県労働委員会に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審山口県労働委員会は、本件雇用終了は労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為には当たらないとして、本件救済申立てを棄却する旨の初審命令書を交付したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 本件雇用終了は、労組法第 7 条第 1 号の不当労働行為に当たるかについて

ア 本件雇用終了に係る会社の判断の合理性

(イ) 判断要素について

本件雇用終了当時における会社の判断基準の存在については争いがあるが、勤務成績、勤務態度及び過去の事故状況を考慮するという、平成 18 年の就業規則上の基準が判断要素として引き継がれ、令和 3 年 4 月当時、これを中心に判断を行うという会社の内部方針の限度では存在していたとみるのが自然であり、組合

員Aの雇用契約においても前提とされていたといえるから、かかる要素に基づく判断が著しく不合理なものとはいえない。

(イ) 勤務成績について

組合員Aは月間営業収入額30万円という会社の基準を下回った回数を理由として、平成29年から、会社が教育期間と位置づける勤務シフトへの変更が命じられ、当該期間においても基準を超えた月はない。この点、組合は、会社がシフト変更後に特定駅での待機や夜間・週末の勤務を禁止したことによる等と主張するが、他の乗務員の状況等と考え合わせると、シフト変更が基準を下回ったことの直接的な原因ということとはできない。

(ウ) 勤務態度について

会社は組合員Aに、平成26年の2度の改善指導等を経て、平成29年5月、同年4月に月間営業収入額が30万円を下回ったのは病気等の欠勤者を除くと組合員Aだけである旨の通知をしたが、組合員Aは、改善する意向を示していない。

さらに、上記シフト変更後も、残業を行うことなく営業収入を向上するための具体的な助言を会社に求めたり、提案したりしていたとは認められず、会社が組合員Aの勤務態度について否定的な評価をしたとしても不合理とまではいえない。

(エ) 事故状況について

令和元年8月、組合員Aの車両が自転車に衝突し、被害者に打撲、擦過傷の診断がなされたこと、保険会社には組合員Aの全面過失(100:0)と評価されたこと等が認められる。

(オ) 以上から、組合員Aの勤務成績、勤務態度及び事故状況を考慮し、会社が本件雇用終了を判断したことには相応の合理性があったと認められる。

イ 本件雇用終了に至る手続

会社が雇用の終了に係る事前協議を組合員Aと行わなかったことは、組合員であることを理由に狙い撃ちにしたものとは認められない。

ウ 労使関係及び会社の状況等

組合と会社の間では、平成26年頃から、労働時間、賃金算定及び時間あたりの売上について見解の相違がみられ、度々紛争化していた。しかし、平成31年2月から令和3年5月まで、組合の団体交渉申入れに会社は回答をし、文書での回答に組合が抗議したり、内容について激しい対立があった様子は窺われない。その他、組合員らの雇用継続及び未払賃金の要求も団体交渉を通じて都度の解決に至るなど、本件雇用終了当時、労使の対立が激化していたといった事情までは認められない。

エ したがって、本件雇用終了は、組合の組合員であることの「故をもって」行われたものといえず、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当しない。

(2) 本件雇用終了は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるかについて

上記(1)で考慮した各事情を踏まえると、本件雇用終了は、組合の弱体化を企図してなされたものともいえず、労組法第7条第3号の支配介入にも該当しない。

【参考】

初審救済申立日 令和3年11月24日 (山口県労委令和3年(不)第2号)

初審命令交付日 令和6年 7月 4日

再審査申立日 令和6年 7月17日